

(問 8) 青森市の都市計画について

青森市の都市計画は、どのように見直されるのでしょうか？
また、一般市民の意向は、都市計画に反映されるのでしょうか？
反映されるとしたら、どのようなプロセスで反映されるのでしょうか？

《回答》

都市計画とは、大きく分けて用途地域の土地利用と公園や建物システムに分かれます。さらに内容に応じて分かれ、県と市で協議して決めています。

計画を推し進めていくには、まずは都市計画法で問題をあげ、都市計画の基礎を行っています。

人口や産業規模、市街地の面積、企業者の調査をし、その土地の都市計画が妥当かどうかを判断しています。

そしてそれに基づいて、県が都市計画費を、青森都市計画区域と浪岡都市計画区域、2区域の中で都市計画区域の方針を定めるものとしています。その見直しを5年ごとに見直ししており、本年度8月30日に作成しています。

その流れですが、都市計画というのはまず、整備方針と市の統合計画の方針を即した内容で都市計画決定を進めていくこととなります。

大きく都市計画決定で違う時は、まず市民の説明化を行います。市民の説明会の案内は市の広報に載せて必ずお知らせする事としています。ホームページにも載せております。

そして、公益に備わるので都市計画法に基づき2週間の縦覧を行う事としております。工程の2週間なのですが、実際にはホームページ等で募集しており、いつでも閲覧出来る状態にしております。

関係住民や利害関係の方には意見を提出することが出来るとしております。県や市で反映させ作成に進んでいきますが、もし反映できない場合であっても、必ず都市計画審査委員会（市会議員と宅地業経験者で構成されている第三社の市以外の機関）、そこで意見を述べて審議して頂き、同意を得られたら都市計画設定をし、意見の段階で、説明会の質疑応答等しております。

その段階で市民の方々の意見で直す所は直したりしますので、反映は出来る限りしていきたいと思っています。